

## 第 44 回接続委員会 議事概要

日時 平成 30 年 5 月 22 日（火）12:58～13:58  
場所 総務省 8 階 第 4 特別会議室  
参加者 接続委員会 相田主査、関口主査代理、池田委員、内田委員、佐藤委員、  
高橋委員、森川委員、山下委員  
総務省 古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、  
藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、  
大磯料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

- |  |
|--|
| <p>① <u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 30 年度の接続料の新設及び改定等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。</li><li>○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。</li></ul> |
|--|

### 【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 30 年度の接続料の新設及び改定等）について
- 佐藤委員  
中継ダークファイバに係る接続料の上昇要因をどう理解したら良いか。資料には設備投資の増加等の理由が記載されているが、効率が上がるような設備投資の結果として一芯当たりの料金が上がっているのか、それとも投資による費用の増加に需要の増加が追いついていないのか。
  - 事務局  
接続料の算定式から考えれば後者である。原価を需要で除しているため、効率化により需要が減少すれば、少なくとも短期的には接続料が上昇するという事。
  - 佐藤委員  
今後需要が増加すればここ数年の様に接続料が上昇し続けるということにはならないし、投資が変わらず需要がついてこなければ接続料は上昇するという事で、今後のトレンドは需要を見ていかないと分からないという理解で良いか。
  - 事務局  
コスト要因の動きもあるので、確かに現段階では分かりかねる。
  - 相田主査  
資料 11 ページの意見 3 に記載されている NTT 東日本・西日本からの再意見中の中継ダークファイバ接続料の上昇要因として、原価と需要の増減率が記載されているが、資料 58 ページの別紙 1 に記載されている接続料の増減率と整合しないがこれはどういうことか。
  - 事務局  
数値の差は調整額の有無によるもの。前者は乖離額調整前の費用と需要の増減率、後者は乖離額調整後の接続料の増減率となっている。
  - 相田主査  
理解した。

○ 池田委員

資料 40 ページの意見 11 について、NGN IPoE 協議会より「16 社の上限を超える場合の必要な措置等の影響の検討に当たっては、既存事業者を含む当事者間での十分な合意を得た上で慎重に進めるべき。」との意見が提出されている。この意見は、新規参入の阻害につながりかねないため、考え方において明確に否定すべきではないか。

○ 事務局

制度上は既存事業者の合意は必要とされており、さらに、16 者制限の緩和に関して、本年 2 月 26 日に総務省より NTT 東日本・西日本に対して発出した要請※において、検討に当たって既存事業者の合意を必要とする旨も記載していない。おっしゃるとおり既存事業者の合意を得る必要はないため、ご指摘の趣旨を踏まえつつ対応していく。

ただし、接続約款の変更や制度の改正に際してパブリックコメントを行うように、色々な意見を聞くというプロセスは通常は当然あるのではないかと考える。

※（「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について（インターネット接続関連事項）」（平成 30 年総基料第 33 号））

○ 佐藤委員

池田委員のおっしゃることに同意する。接続申込があった場合には、NTT 東日本・西日本が技術的経済的に検討の上可否を判断することになり、まずそのプロセスが前提としてある。その中で各者の意見を聞くというプロセスはあっても良いが、合意が必要とまでは言えない。技術的経済的に可能であっても既存事業者が合意しなければ参入できないというのは間違いなので、考え方に記載できなくても、委員からこの意見について以上のような指摘があったことは記録しておいてほしい。

○ 事務局

了解した。

○ 山下委員

パブリックコメントでも指摘されているわけではないためコメントとなるが、リスクフリーレートについては、いつまで現行の国債 10 年ものの平均利回りをを用いて算定するかという議論もあるかと思う。

○ 事務局

連続性や他にいい指標があるか等様々な要素を考慮する必要がある。貴重なご意見として承る。

○ 池田委員

スタックテストに関して、そもそも利用者料金の単価ではなく利用者料金収入を用いているのはなぜか。

○ 事務局

会計上の数字をそのまま使えるということ、通話料と言っても単価が必ずしも一律ではないというのが一般的であるため、全体を比較するという意味では、収入総額を比較するのが妥当ではないかという発想で検証している。

○ 池田委員

スタックテストの方法を見直すということだが、申請時の方法が適切ではなかったということか。意見及びそれに対する考え方を読むと、事業者発の議論があって、結果的に NTT 東日本・西日本がこう見直したというだけで、総務省や審議会として何が適当かというポリシーが示せていないように感じる。

- 佐藤委員  
整理すると、スタックテストを行う際に市場を確定させなければいけないということと、利用者料金と収入総額のどっちが良いかということ。  
前者は、今まで漏れている部分があったということなので、まずは総務省において検討して、こういう形で変更したというのをご報告いただく事になるかと思う。  
後者は、一つのカテゴリーにいくつかのサービスがあったり、利用形態による違いもあるので、収入と費用を総額で検証するのは一つのやり方かと思う。
- 事務局  
今回の見直しに関する議論は、個別の料金を見るか収入総額を見るかということではない。スタックテストは、NTT 東日本・西日本自身の接続料の検証に用いている部分もあるので、元々は NTT 東日本・西日本が支払うこととなる接続料だけを対象としていた。しかし、今回は、NTT 東日本・西日本から他社に接続料を支払っている通話についても利用者料金収入には含まれていることが分かったため修正したということである。  
また、どこまでをスタックテストの範囲とするかについての議論で、小売料金の対象の幅と接続料の対象の幅を合致させるべきということについては、誰からも異論がなく、修正したということである。
- 佐藤委員  
小売料金の対象と接続料の対象を合わせたということと理解した。
- 関口委員  
考え方1について、事務局の判断を支持する。平成29年に資本構成比の考え方について見直しを行った。NTT 東日本・西日本としては、平成30年度接続料に算入する調整額は、平成28年度の接続料に関するものであるから平成28年度時点の算定方法で調整額を算定し申請したということだと思うが、今般の報酬額の算定方法に関する見直しは、これまで過去の処理がルールに照らして誤っていたものを是正したものであるから、調整額については、平成30年において平成28年に取得すべき金額を再計算するという事務局の考え方で良いと思う。  
また、NTT 東日本・西日本からは平成27年度や平成28年度の調整額については再計算していないではないかという指摘がなされているが、過去の事例は按分比率を変えるということでルールの範囲内での見直しであるから考え方のとおりでよいと思う。
- 相田主査  
それでは、修正すべきとの意見がないため、本件については、5月25日（金）開催予定の第87回電気通信事業部会において、本報告書（案）のとおり報告することとしたい。

以上